

富山県ソフトテニス連盟規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 富山県ソフトテニス連盟(以下「連盟」という。)という。

(所属)

第2条 連盟は、財団法人日本ソフトテニス連盟及び財団法人富山県体育協会に所属する。

(事務所)

第3条 連盟の事務所は、会長宅あるいは理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 連盟は、ソフトテニスの普及発展と競技力の向上を図り、県民の健康増進と健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 連盟は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 財団法人日本ソフトテニス連盟及び財団法人富山県体育協会が実施する事業等への積極的な協力。
2. ソフトテニス競技大会の実施。
3. ソフトテニスに関する講習会等の実施及び指導者の育成。
4. 団体、個人の表彰及びランキングの発表。
5. その他目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

(会 員)

第6条 連盟は次のものをもって組織する。

1. 県内に所在するソフトテニス団体
2. 学 連
3. 高体連
4. 中体連
5. 特別会員

第4章 役 員

(役員の種類及び人員)

第7条 連盟に次の役員を置く。

常任相談役	若干名
相 談 役	若干名
会 長	1 名
副 会 長	若干名
常任参与	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名

常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、次によるものとする。

1. 会長は、理事会において推薦し、総会の議決により選任する。
2. 常任相談役及び相談役は、会長が委嘱する。
3. 副会長、常任参与は、会長が推薦する。
4. 理事長は、理事会において推薦し、総会の議決により選任する。
5. 副理事長、常任理事は、理事長が推薦する。
6. 理事は、各地区から推薦された者を理事会で選出する。
7. 監事は、理事会において推薦し、総会の議決により選任する。

(役員職務権限)

第9条 役員職務権限は次のとおりとする。

1. 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。
2. 常任相談役及び相談役は、会長の諮問に応じ、重要な会務について助言する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 常任参与は、会長、副会長を補佐し、重要な会務に参加する。
5. 理事長は、会長の命を受け、理事会の決議により会務を執行する。
6. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
7. 常任理事は、専門部を組織し、連盟の運営と事業の執行を図る。
8. 理事は、理事会を組織し、連盟の運営のために必要な事項を審議する。
9. 監事は、財務ならびに会務を監査し、理事会で意見を述べるができる。

(任期)

第10条 役員任期は2年とし再任は妨げない。但し、補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 連盟に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により会長が推戴する。
3. 顧問は、理事会の諮問に応じ、会務について助言する。

(専門部)

第12条 連盟の事業を遂行するため、専門部を置く。

2. 専門部は、常任理事及び理事をもって構成する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第13条 連盟の会議は、総会、理事会及び特別委員会とする。

(開催の時期)

第14条 総会は、連盟会員をもって構成し、年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2. 理事会は、会長、副会長、常任参与、理事長、副理事長、常任理事、理事をもって構成し、必要に応じて随時開催する。

3. 特別委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成し、必要に応じて開催する。

(会議の招集及び議長)

第15条 総会、理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 特別委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(開会の定足数)

第16条 総会は会員(特別会員を除く)の過半数以上、理事会は構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。但し、やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、通知された事項について書面をもって評決するか、または代理人に委託することができる。この場合は出席したものとみなす。

(議決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2. 可否同数のときは、議長が決する。

(議事録の作成)

第18条 会議の議事について議事録を作成するものとする。

2. 議事録は、理事長が保管するものとする。

(総会の権限)

第19条 総会には次の事項を附議する。

1. 事業計画及び事業報告の承認
2. 歳入歳出予算及び決算の承認
3. 規約の変更
4. 役員の改選
5. 会費の決定
6. その他、会長が附議した事項

(理事会の権限)

第20条 理事会には次の事項を附議する。

1. 総会に附議すべき事項
2. 連盟の会務に関する事項
3. 表彰及びランキングの決定
4. 専門部会の設置
5. その他、会長が附議した事項

(特別委員会の権限)

第21条 連盟に、特別的事項を調査審議するため、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会は、各特別的事項を調査審議し、その結果を会長に報告する。
3. 特別委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が定める。

第6章 会 計

(収入)

第22条 連盟の経費は、次の収入によって支弁する。

1. 会費
2. 補助金
3. 参加料
4. 寄附金

5. その他の収入

(会費)

第23条 会費は別に定める。

(基金の設定)

第24条 連盟は、理事会及び総会の議決を経て特別の目的のために基金を設けることができる。

2. 基金は、特別会計とする。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

第26条 この規約は、会員の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

第8章 補則

第27条 この規約に定めない事項については、理事会に諮り、申し合わせ事項として次回総会まで運用する。

附 則

1. この規約は、平成7年2月27日から施行する。

2. 第25条の規定にかかわらず平成7年度の会計年度は、平成7年1月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。